

令和5年度 いわてスタートアップ推進プラットフォーム
スタートアップ創出促進等業務

業務仕様書

令和 5 年 1 1 月
岩手県商工労働観光部経営支援課

令和5年度 いわてスタートアップ推進プラットフォーム スタートアップ創出促進等業務 仕様書

1 本業務の概要

(1) 趣旨

本事業は、地域経済の新たな担い手となる起業家の成長を支援し、成長した起業家が次の起業家を支援することで、継続的に起業家が生み出される仕組みの構築に向け、令和5年8月に県内の関係機関が連携を強化し、一体となって起業家を支援するため設置した「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」において、スタートアップ創出促進を図るため必要となる県内スタートアップ発掘・成長支援のほか、起業家コミュニティづくり等に向けた先行事例調査等を実施するものである。

(2) 業務件名及び数量

令和5年度いわてスタートアップ推進プラットフォーム スタートアップ創出促進等業務 一式

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月27日（水）

(4) 委託料の上限額

11,732千円（消費税10%税込）

2 業務内容

(1) 県内スタートアップ発掘・成長支援

- ・ いわてスタートアップ推進プラットフォーム参画団体と連携し、県内のスタートアップ（原則として新規事業等開始後、概ね10年以内の企業等。第二創業等も含む。）の発掘に向けた調査（概ね20社程度）
- ・ 調査内容は、成長のステージごとに複数のスタートアップを調査することとし、スタートアップの事業概要のほか、当該事業者の成長支援に向け、効果的な支援策を調査すること。

支援策の調査にあたっては、個別企業の支援策のほか、いわてスタートアップ推進プラットフォームにおいて取り組む、①場づくり、②事業化支援、③成長支援、④人づくりの区分ごとに、現状、課題、今後必要と考えられる取組内容について調査すること。

- ・ いわてスタートアップ推進プラットフォームにおいて、スタートアップ型ビジネスの創出支援に向けた知見を蓄積するため、上記調査対象者のうち、希望する者5者以上に対して事業計画等への助言を行うこと。
- ・ 上記調査内容等を踏まえ、いわてスタートアップ推進プラットフォーム参画団体との情報共有を図り、起業家コミュニティづくりに向けた参画団体の取組を促進するため、令和6年3月に開催予定の同プラットフォーム連絡会議（オンライン開催）において、助言を受けた者の成果発表等を行うこと。
- ・ いわてスタートアップ推進プラットフォームの取組については、県HPを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shinjigyoku/1069132/index.html>

(2) いわてスタートアップ推進プラットフォーム参画団体と連携した起業家交流会の開催

ア 参画団体と連携し、起業家等に出会う場・起業アイデアを生み出す場（起業家コミュニティ）づくりに向けた起業家交流会等の企画調整、運営

- ・ 起業家と起業家支援者・先輩起業家等、起業家コミュニティづくりに資する者との交流会の開催
- ・ 県内自治体や企業による地域課題、社会課題の発信（リバースピッチ等）
- ・ 県内大学等が有する知財・ノウハウ、大学発ベンチャーの情報交換
- ・ 参画団体の取組事例紹介 等

イ 全体会及び分科会（いわてスタートアップ推進プラットフォーム「新規事業開発支援分科会」「創業支援分科会」）で構成することとし、内容は県と協議して決定すること。

ウ 進行、運営（インターネット配信含む）を行うこと。

エ なお、参考として以下の会場を県において予約済みであり、会場として使用可能であること。

- ・ 日にち：令和6年1月29日（月）8時30分～17時00分
- ・ 場所：アイーナ（岩手県民情報交流センター）（岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1）
【シンポジウム】 小田島組ホール（集客定員150名）
【分科会】 804A・B
【講師等控室】 控室710、711、712、713、会議室703
【その他】 ミーティングルーム707、リハーサル室
- ・ 会場使用料の見込み：272,640円（設備使用料等含む）（消費税10%含む）

オ 留意事項

- ・ 開催告知、参加申込は県において実施するものとする。
- ・ 開催に当たっては、公序良俗に従うとともに、事前に運営マニュアルを作成して、運営に要する人員を会場に適切に配置するなど、円滑な開催に万全を期すること。
- ・ 会場レイアウトに合わせ、会場内、入口に看板等を設置すること。
- ・ 会場の設営・撤去に当たっては、必要に応じて会場の養生を行うこと。
- ・ 会場で発生したゴミの収集及び処理を行うこと。
- ・ スタッフ証を必要枚数準備すること。

(3) 相談対応体制調査

先輩起業家・メンターが、常時相談対応するための体制づくりに向け、以下の内容にかかる調査、提案

- ・ 相談対応体制（コワーキングスペース等のイメージ含む）
- ・ 本県において効果的なメンタリングプログラム実施方法 等

(4) 県内及び他地域の先行事例等調査

ア いわてスタートアップ推進プラットフォームにおいて、参画団体と連携して展開する、①場づくり、②事業化支援、③成長支援、④人づくりに係る取組の参考とするため、県内及び他地域の先行事例（事業進捗を図る KPI 候補の提示を含む）を調査すること。

- イ 女性向けビジネススクールなど、女性の起業支援の事例を調査すること。
- ウ 成長意欲を持つ第二創業（いわゆるアトツギベンチャー等を含む）の支援事例を調査すること。

(5) 成果品の納入（実績報告書）

- ア 納入方法 事業実施報告書（電子媒体データ）
- イ 納入先 岩手県商工労働観光部経営支援課
- ウ 納入期限 令和6年3月27日（水）

(6) 経理書類の整備について

受託者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和11年3月31日まで保存するものとする。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

4 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書等の作成

コンペ参加者は、資料3「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）を作成すること。

なお、企画コンペ提案書等はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね20枚以内とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

- ア 具体的な実施内容及び実施方法（資料3「業務仕様書」に掲げる事業内容毎に整理して作成）
- イ 業務実施全体スケジュール
- ウ 業務実施体制（組織体制及び人員配置等）

(2) 費用積算内訳書の作成

企画コンペ提案書等とは別に作成することとし、本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにすること。

※費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とし、コンペ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 企画コンペ提案書等の提出

コンペ参加者は、企画コンペ提案書等を次により提出すること。

- ア 提出部数
 - ・ 企画コンペ提案書 1部

- ・ 費用積算内訳書 1部
- イ 提出期限
令和5年12月18日(月)午後5時まで
- ウ 提出方法
電子メールにより提出すること。(アドレス: AE0002@pref.iwate.jp)
- エ その他
 - ・ 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
 - ・ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
 - ・ 一度提出した企画コンペ提案書等は、これを書き換え、引き換え、撤回することができないものとする。
 - ・ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、4の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、4の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三

者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

5 その他留意事項

本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。